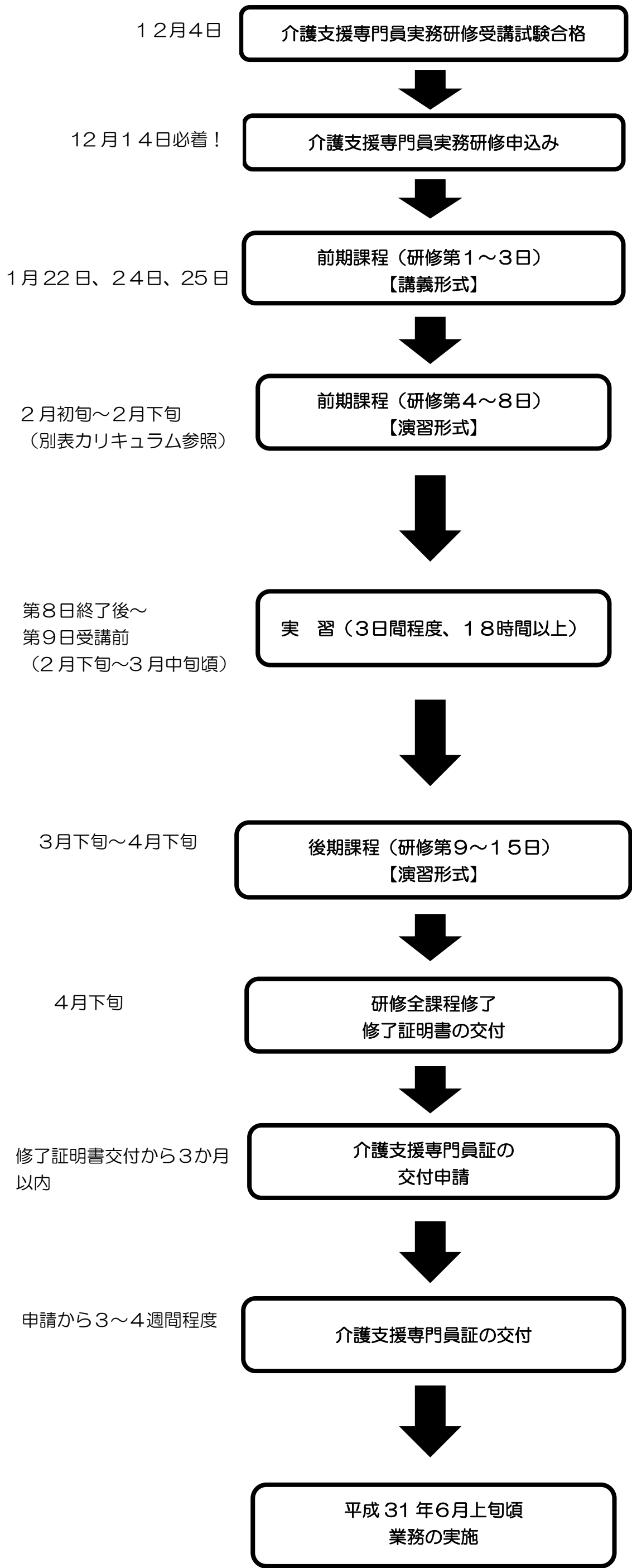


介護支援専門員証取得までの流れ（平成30年度合格者）



◆別添のハガキでお申込みください（実施要領参照）
締切を過ぎると、今年度の受講ができないことがあります。

◆前期課程（第1～8日）では、介護支援専門員に関わる制度の基礎知識、介護支援専門員としての基本姿勢、ケアマネジメントプロセスなどを、大会場での講義、少人数に分かれての演習を通じて学びます。前期課程を修了しなければ、実習、後期課程（第9～15日）には進めません。

◆実習では、次の2つの内容を行います。
詳細は「実習オリエンテーション」で説明します。
(1) 同行・見学実習（※3日間程度、18時間以上）
「実習受入事業所」の主任介護支援専門員（実習指導者）が活動している場面に同席・見学して、介護支援専門員が行う一連のケアマネジメントプロセス（インテーク場面、アセスメント場面、プランニング場面、サービス担当者会議場面、モニタリング場面、給付管理場面）の実際を直接的に学びます。
(2) 模擬ケアプラン作成実習
実習協力者（在宅要介護高齢者）を対象に、認定調査及びケアプランプロセスに沿った居宅サービス計画書の作成、社会資源調査を行います。

◆後期課程（第9～15日）では、少人数に分かれ、症例・疾患の特徴を理解した上で、事例に即したケアプランの作成や研修全体の振り返りを行います。

◆修了証明書は、原則として研修最終日（第15日）にお渡しします。実務研修の修了には、全日程の出席及び実習レポートの提出が必須となります。
◆実務研修を修了することにより、介護支援専門員資格登録簿への登載、介護支援専門員証の交付申請が可能になります。必要書類を添えて修了証明書の交付から3か月以内に、埼玉県高齢者福祉課あて申請してください。
◆修了日から3か月を過ぎると、再度、実務研修を受講していただきます。詳細については、研修最終日に「資格登録等の手引き」を配布します。

◆実務研修修了後は、埼玉県高齢者福祉課の登録業務が集中するため、必要書類の提出後、通常3～4週間程度必要になります。申請が特に集中する場合は1か月以上かかる場合もあります。就労の予定がある方は、手続き期間を考慮して早めに申請してください。

◆介護支援専門員として就労するためには、介護支援専門員証の交付が必要です。
今年度については、平成31年4月下旬に研修修了予定のため、介護支援専門員として平成31年4月1日から就労することはできません。
◆交付を受けずに従事した場合は、登録削除の対象となります。